

別紙2-1 所得控除 (市県民税と所得税で控除額が異なる項目があります)

	市県民税控除額	所得税控除額																																																							
雑損控除	災害や盗難、横領により資産に損害を生じたとき ①②のいずれか高いほうの金額 ①実質損失額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) ②災害関連支出の金額 - 5万円 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。																																																								
医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき 支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) 控除限度額200万円																																																								
セルフメディケーション税制	あなたが健康の保持増進及び疾病予防の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費が12,000円を超えるとき 特定一般用医薬品等購入費の額 - 保険金などで補填される金額 - 1万2千円 控除限度額8万8千円																																																								
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれた保険料があるとき、支払った保険料等の合計額 ※健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など																																																								
小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済やiDeCoなどの掛金を支払ったとき、支払った掛金の合計額																																																								
生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料等があるとき																																																								
	市県民税控除額	所得税控除額																																																							
	【新契約】 一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料																																																								
	<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>12,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td></tr> <tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td></tr> <tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	12,000円以下	支払額全額	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>20,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>20,000円超40,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 10,000円</td></tr> <tr><td>40,000円超80,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 20,000円</td></tr> <tr><td>80,000円超</td><td>40,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	20,000円以下	支払額全額	20,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 10,000円	40,000円超80,000円以下	支払額 × 1/4 + 20,000円	80,000円超	40,000円																																			
	支払った金額	控除額																																																							
	12,000円以下	支払額全額																																																							
	12,000円超32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円																																																							
	32,000円超56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円																																																							
	56,000円超	28,000円																																																							
	支払った金額	控除額																																																							
20,000円以下	支払額全額																																																								
20,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 10,000円																																																								
40,000円超80,000円以下	支払額 × 1/4 + 20,000円																																																								
80,000円超	40,000円																																																								
【旧契約】 一般生命保険料 個人年金保険料																																																									
<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>15,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td></tr> <tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td></tr> <tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	15,000円以下	支払額全額	15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円	<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>25,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>25,000円超50,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 12,500円</td></tr> <tr><td>50,000円超100,000円以下</td><td>支払額 × 1/4 + 25,000円</td></tr> <tr><td>100,000円超</td><td>50,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	25,000円以下	支払額全額	25,000円超50,000円以下	支払額 × 1/2 + 12,500円	50,000円超100,000円以下	支払額 × 1/4 + 25,000円	100,000円超	50,000円																																				
支払った金額	控除額																																																								
15,000円以下	支払額全額																																																								
15,000円超40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																																																								
40,000円超70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																																																								
70,000円超	35,000円																																																								
支払った金額	控除額																																																								
25,000円以下	支払額全額																																																								
25,000円超50,000円以下	支払額 × 1/2 + 12,500円																																																								
50,000円超100,000円以下	支払額 × 1/4 + 25,000円																																																								
100,000円超	50,000円																																																								
<table border="1"> <tr><th colspan="3">⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額</th></tr> <tr><th colspan="3">限度額</th></tr> <tr><th></th><th>市県民税・県民税</th><th>所得税</th></tr> <tr><td>① 新契約のみ</td><td>28,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>② 旧契約のみ</td><td>35,000円</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>③ 新契約+旧契約</td><td>28,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td colspan="3">※①②③のうち控除額が最大のものを選択</td></tr> </table>		⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額			限度額				市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円	③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円	※①②③のうち控除額が最大のものを選択			<table border="1"> <tr><th colspan="3">④ 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額</th></tr> <tr><th colspan="3">限度額</th></tr> <tr><th></th><th>市県民税・県民税</th><th>所得税</th></tr> <tr><td>① 新契約のみ</td><td>28,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>② 旧契約のみ</td><td>35,000円</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>③ 新契約+旧契約</td><td>28,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td colspan="3">※①②③のうち控除額が最大のものを選択</td></tr> </table>	④ 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額			限度額				市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円	② 旧契約のみ	35,000円	50,000円	③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円	※①②③のうち控除額が最大のものを選択			<table border="1"> <tr><th colspan="3">⑧ 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ) 控除の金額</th></tr> <tr><th colspan="3">限度額</th></tr> <tr><th></th><th>市県民税・県民税</th><th>所得税</th></tr> <tr><td>① 新契約のみ</td><td>28,000円</td><td>40,000円</td></tr> </table>	⑧ 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ) 控除の金額			限度額				市県民税・県民税	所得税	① 新契約のみ	28,000円	40,000円
⑦ 上記の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額																																																									
限度額																																																									
	市県民税・県民税	所得税																																																							
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																							
② 旧契約のみ	35,000円	50,000円																																																							
③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円																																																							
※①②③のうち控除額が最大のものを選択																																																									
④ 上記の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額																																																									
限度額																																																									
	市県民税・県民税	所得税																																																							
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																							
② 旧契約のみ	35,000円	50,000円																																																							
③ 新契約+旧契約	28,000円	40,000円																																																							
※①②③のうち控除額が最大のものを選択																																																									
⑧ 上記の計算表で計算した介護医療保険料(新契約のみ) 控除の金額																																																									
限度額																																																									
	市県民税・県民税	所得税																																																							
① 新契約のみ	28,000円	40,000円																																																							
※ ⑦+④+⑧が生命保険料控除額 限度額：市県民税・県民税70,000円 所得税120,000円																																																									
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料があるとき																																																								
⑦ 地震保険料																																																									
<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>50,000円以下</td><td>支払額 × 1/2</td></tr> <tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	50,000円以下	支払額 × 1/2	50,000円超	25,000円	<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>50,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>50,000円超</td><td>50,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	50,000円以下	支払額全額	50,000円超	50,000円																																												
支払った金額	控除額																																																								
50,000円以下	支払額 × 1/2																																																								
50,000円超	25,000円																																																								
支払った金額	控除額																																																								
50,000円以下	支払額全額																																																								
50,000円超	50,000円																																																								
④ 旧長期保険料																																																									
<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>5,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>5,000円超15,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 2,500円</td></tr> <tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	5,000円以下	支払額全額	5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円	<table border="1"> <tr><th>支払った金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>10,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr> <tr><td>10,000円超20,000円以下</td><td>支払額 × 1/2 + 5,000円</td></tr> <tr><td>20,000円超</td><td>15,000円</td></tr> </table>	支払った金額	控除額	10,000円以下	支払額全額	10,000円超20,000円以下	支払額 × 1/2 + 5,000円	20,000円超	15,000円																																								
支払った金額	控除額																																																								
5,000円以下	支払額全額																																																								
5,000円超15,000円以下	支払額 × 1/2 + 2,500円																																																								
15,000円超	10,000円																																																								
支払った金額	控除額																																																								
10,000円以下	支払額全額																																																								
10,000円超20,000円以下	支払額 × 1/2 + 5,000円																																																								
20,000円超	15,000円																																																								
※上記の計算により⑦、④の控除額を計算し、合計します。 限度額：市県民税・県民税25,000円 所得税50,000円 ※1つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。																																																									